

(教育DX推進課 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年7月24日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする業務の種類
県立学校 iPad 修繕業務契約
- (2) 履行期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 業務内容
「県立学校 iPad 修繕業務仕様書」のとおりに従う

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得し者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県教育庁教育DX推進課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階

電話 097-506-5441

FAX 097-506-1831

MAIL a31080@pref.oita.lg.jp

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ上に令和8年8月1日（土）午後5時まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 入札説明書の交付場所及び日時

4に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

7 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年8月4日（火）午後1時15分
- (2) 場 所 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館6階61会議室
- (3) 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、直ちにその場で行う。

8 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により入札保証金は免除とする。

9 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全額又は一部の納付を免除される。

- (1) 保険会社との間に大分県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき（大分県契約事務規則第5条第3項第1号）。
- (2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（大分県契約事務規則第5条第3項第3号）。

10 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (5) 誤字、脱字等により、必要事項が確認できないもの

11 最低制限価格に関する事項

設定しない。

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。項目ごとに最低価格を入札した者が異なる場合は、以下の通りで落札者を決める。
- (2) 提示された金額に以下の年間修繕等見込台数を掛けた価格の合計が最低の者を落札者とする。

(年間修繕等見込台数)

世代	修繕区分	台数
第 9	通常修繕	3
	画面割れ修繕	2 7
	液晶修繕	3
	水濡れ修繕	3
	バッテリー交換	3
第 1 1	通常修繕	9 1
	画面割れ修繕	1 5
	液晶修繕	3
	水濡れ修繕	7
	バッテリー交換	3
診断手数料		1 5 8

- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 落札しない場合は、再度入札を 2 回まで行う。
- (5) 3 回の入札で落札者がいない場合、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約に移行する。

13 その他

その他の詳細は、入札説明書による。